給与に関する規程

地方独立行政法人　神奈川県立病院機構

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 26 条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（任期付研究員、任期付職員、再雇用職員、契約職員、非常勤職員及び短期非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料の支給方法）

第２条　給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は、その月の 16 日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは 17 日（この日が祝日法による休日に当たるときは 14 日）、土曜日に当たるときは 15 日）とする。

２　理事長は、必要に応じ支給日を変更することができる。

３　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

４　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

５　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

６　第３項又は第４項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規則第 45 条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（給与の種類）

第３条　給与の種類は、給料及び手当とする。

２　給料は、就業規則第 44 条第８項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、次項の手当を含まないものとする。

３　第１項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び専門看護手当とする。

（時間外勤務手当等の支給方法）

第４条　時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（次項において「時間外勤務手当等」という。）は、月の初日から末日までの１月を計算期間とし、当月の分を翌月の支給日に支給する。

２　前項に定めるもののほか、時間外勤務手当等の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の口座振替）

第５条　給与は、労使協定の規定に基づき、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

（端数処理）

第６条　第 20 条から第 22 条までに規定する時間外勤務手当等基礎額、第 23 条に規定する額及び第 31 条に規定する勤務１時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上１円未満の端数が生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

２　第 26 条第 3 項及び第４項、第 29 条第２項及び第３項、同条第４項において準用する第 26 条第４項並びに第 31 条に規定する地域手当の月額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給与からの控除）

第７条　職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

（１）　法令に定められたもの

（２）　労使協定に規定されたもの

（給料表）

第８条　職員に適用する給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

（１）　事務職等給料表(１)　　別表第１

（２）　事務職等給料表(２)　　別表第２

（３）　技術研究職給料表　　別表第３

（４）　医療職給料表(１)　　別表第４

（５）　医療職給料表(２)　　別表第５

（６）　医療職給料表(３)　　別表第６

（７）　福祉職給料表　　別表第７

（８）　技能職給料表　　別表第８

（職務の級、初任給及び昇格等の基準）

第９条　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条各号に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

２　職員の職務の級は、前項に規定する分類基準及び理事長が別に定める級別資格基準その他の基準に従い決定する。

３　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

４　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

５　職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

６　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（事務職等給料表(１)の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもののうち理事長が別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相

当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、３号給）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7　55 歳（理事長が別に定める職員にあっては、57 歳以上の年齢で理事長が別に定めるもの)に達した日以後における最初の３月 31 日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「４号給（事務職等給料表(１)の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもののうち理事長が別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、３号給）」とあるのは、「２号給」とする。

8　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10　前各項に規定するもののほか、職員の職務の級、初任給及び昇格等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の調整額）

第 10 条　（削除）

（管理職手当）

第 11 条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が指定する職にある者に対して支給する。

2　管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

3　前項に規定する月額には、労働基準法第 37 条第３項に規定する割増手当に相当する額を含むものとする。

4　前３項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（初任給調整手当）

第 12 条　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から 40 年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から７年以内、第４号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内の期間、採用の日（第１号から第３号に掲げる職に係るものにあっては、採用後理事長が定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

（１）　医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの　月額 21 万 6,000 円

（２）　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で理事長が定めるもの　月額 10 万 100 円

（３）　医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの　月額１万円

（４）　前３号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が定めるもの　月額 2,500 円

２　前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当の支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

３　前２項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別調整手当）

第 13 条　特別調整手当は、採用による欠員の補充が著しく困難であり、かつ、欠員であることにより病院業務に著しい支障を生じるおそれが高いと理事長が認める職で、理事長が定める職員に支給する。

２　特別調整手当の月額は、10 万円を超えない範囲内で理事長が定める額とする。

３　特別調整手当の支給期間は、採用の日から３年以内の期間で理事長が定める期間とする。

４　前３項に規定するもののほか、特別調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第 14 条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）

（２）　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子及び孫

（３）　60 歳以上の父母及び祖父母

（４）　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹

（５）　心身に著しい障害がある者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については１万 4,800 円、同項第２号から第５号までの扶養親族（第５項及び第７項において「扶養親族たる子、父母等」という。）については１人につき 7,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち１人については 7,800 円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち１人については１万 2,500 円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、7,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

（１）　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

（２）　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第２項第２号又は第４号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の３月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（３） 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４） 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）

６　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が､これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

７　扶養手当は、これを受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第３号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

８　前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第 15 条　地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

３　地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（住居手当）

第 16 条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１） 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１万

2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舎に入居している職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

（２）　第18条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額１万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第１号に掲げる職員のうち第２号に掲げる職員であるものについては､第１号及び第２号に掲げる額の合計額）とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額２万3,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１万2,000円を控除した額

イ　月額２万3,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２万3,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１万7,000円を超えるときは、１万7,000円）を１万1,000円に加算した額

（２）　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第17条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１）　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）　通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算

出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が４万 5,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と４万 5,000 円との差額から 300 円を差し引いた額（その額と４万 5,000 円との差額の２分の１が 300 円に満たないときは、その額と４万 5,000 円との差額の２分の１）を４万 5,000 円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

（２） 前項第２号に掲げる職員　自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、３万 500 円を超えない範囲内で理事長が定める額

（３） 前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前２号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が４万 5,000 円を超えるときは、前号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額から 300 円（合計額と４万 5,000 円との差額の２分の１が 300 円に満たないときは、合計額と４万 5,000 円との差額の２分の１）を差し引いた額とする。）、第１号に定める額又は前号に定める額

３　事業所を異にする異動又は在勤の事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は在勤の事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２万円を超えるときは、支給単位期間につき、２万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額が２万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、２万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は、理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第

３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

５　通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

６　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

７　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として理事長が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

８　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第 18 条　事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、３万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、７万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

３　理事長の要請に係る人事交流により､理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き第８条第１号から第８号までに規定する給料表の適用を受ける職員となり､これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で､当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち､単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴

任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第 19 条　特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料月額又は第 10 条の規定による給料の調整額で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

２　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、理事長が別に定める。

（時間外勤務手当）

第 20 条　時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

２　時間外勤務手当の額は、勤務１時間につき、時間外勤務手当等基礎額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 147 時間 15 分を減じたもので除して得た額をいう。以下同じ。）に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　前２項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した理事長が別に定める時間に対して、勤務１時間につき、時間外勤務手当等基礎額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

４　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（就業規則第 45 条及び第 47 条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の理事長が別に定める時間に限る。）とを合計した時間が１箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第２項及び前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第２項の規定による勤務にあっては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は、100 分の 175）、前項の規定による勤務にあっては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　就業規則第 55 条第３項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、そ

の指定された時間勤務外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該１時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第１項の規定による勤務にあっては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は、100 分の 175）から同項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合、第３項の規定による勤務にあっては 100 分の 50 から同項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第 21 条　休日勤務手当は、就業規則第 46 条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務しても休日勤務手当は支給しない。

２　休日勤務手当の額は、勤務１時間につき、時間外勤務手当等基礎額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第 22 条　夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

２　夜間勤務手当の額は、時間外勤務手当等基礎額の 100 分の 25 とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例）

第 23 条　前３条の場合において、職員が第 12 条の規定による初任給調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 13 条に規定する特別調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条に規定する専門看護手当の支給を受ける職員であるとき、又は第 19 条の規定による特殊勤務手当の支給対象となる勤務若しくはこれと同様の勤務で理事長が別に定める勤務であるときは、勤務１時間につき前３条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。

（宿日直手当）

第 24 条　宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対し支給する。

２　宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務１回につき 6,400 円（医師又は歯科医師の診療のための宿直勤務又は日直勤務にあっては 2 万円）とする。ただし、宿直勤務又は日直勤務としての勤務時間が５時間未満の場合は、その額の 2 分の 1 の額とする。

３　第１項の勤務は、第 20 条第１項、第 21 条第１項及び第 22 条第１項の勤務には、含まれないものとする。

（救急呼出待機手当）

第 24 条の２　救急呼出待機手当は、理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員に対し、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、待機を行った時間が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

（１）　医療職給料表（１）の適用を受ける職員　5,000 円

（２）　第１号に掲げる職員以外の職員　2,000 円

２　前項に規定するもののほか、救急呼出待機手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第 25 条　第 11 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第 45 条に規定する週休日又は同規則第 46 条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）第１項に規定する場合　勤務１回につき、１万 2,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。ただし、第１項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

（２）前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

４　前３項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第 26 条　期末手当は、６月１日及び 12 月１日（以下この条から第 28 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第 28 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第２項第１号に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員等で理事長が定めるものについても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額（事務職等給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（理事長が別に定める職員に限る。第 29 条において「特定幹部職員」という。）にあっては、６月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5 を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）　６箇月　100 分の 100

（２）　５箇月以上６箇月未満　100 分の 80

（３）　３箇月以上５箇月未満　100 分の 60

（４）　３箇月未満　100 分の 30

３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあっては、理事長が別に定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　事務職等給料表(１)の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

５　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第 27 条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 63 条第１項第１号の規定による懲戒解雇を受けた職員

（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 21 条第２項第２号に該当したことにより解雇した職員

（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差止を受けた者（当該差止を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）

第 28 条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第６編に規定する略式手続きによるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人業務に対する信頼を確保し、

期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2　理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けるべき者に対し、当該一時差止の際、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3　理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）　一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（2）　一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（3）　一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4　前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

5　前各項に規定するもののほか、一時差止に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第29条　勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第2項第1項に該当したことにより解雇し、又は死亡した職員等で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあっては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額を超えてはならない。

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5　前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及

び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6　前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（専門看護手当）

第 30 条　専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合で、かつ、その勤務の状態が理事長が別に定める要件に該当する場合に支給する。

（1）　理事長が指定する専門看護師又は認定看護師(以下次号において「専門・認定看護師」という。)として認定されている職員

（2）　専門・認定看護師として認定される分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認める看護科長、主任看護師、助産師又は看護師である職員

2　専門看護手当の月額は、専門看護師に係るものについては 5,000 円、認定看護師に係るものについては 3,000 円とする。

3　前 2 項に規定するもののほか、専門看護手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第 31 条　職員が正規の勤務時間に勤務しないときは､その勤務しないことにつき理事長又はその委任を受けた者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額をいう。）を減額して給料及び地域手当を支給する。

（休職期間中の給与）

第 32 条　職員が業務上の傷病若しくは業務に関連しこれに準ずる取扱を必要とすると理事長が認めた傷病により、又は通勤による傷病により地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第 3 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患により休職規程第 3 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

3　職員が前 2 項以外の心身の故障により休職規程第 3 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

4　職員が休職規程第 3 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給する。

5　休職規程第 3 条第 1 号及び第 2 号の規定により休職にされた職員には、別に定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6　労働組合の業務に専ら従事するために休職された職員又は休職規程第 3 条第 3 号の規定により休職された職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

（実施規定）
第 33 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
（施行期日）
1　この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。
（承継職員に係る給料表の適用）
2　平成 22 年４月１日（以下第４項までにおいて「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第２項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）に適用される給料表は、当該承継職員に施行日の前日において神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程（平成 17 年神奈川県病院事業管理規程第 22 号）により適用されていた次の表の左表に定める給料表に対応する右表に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日において神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程により適用されていた給料表	施行日に適用する給料表
病院行政職給料表（１）	事務職等給料表（１）
病院行政職給料表（２）	事務職等給料表（２）
病院研究職給料表	研究職給料表
病院医療職給料表（１）	医療職給料表（１）
病院医療職給料表（２）	医療職給料表（２）
病院医療職給料表（３）	医療職給料表（３）
病院福祉職給料表	福祉職給料表
病院技能職給料表	技能職給料表

（給料の切替えに伴う経過措置）
3　承継職員のうち、平成 18 年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表（前項の規定により施行日に適用することとなる給料表を含む。）の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ給与規程附則第 16 項の表の給料欄及び職務の級欄に掲げるものである職員並びに附則第 18 項の規程の適用を受ける職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）にあっては、附則第 16 項及び第 18 項の規程を適用する前の額（以下この項において「適用前給料月額」という））が同日において受けていた給料月額（施行日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 27 年３月 31 日までの間、給料月額（減額改定対象職員にあっては、適用前給料月額）のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
（１）適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員　100分の99.83

給料表	職務の級	号給
事務職等給料表(1)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
事務職等給料表(2)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から36号給まで
	3級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

（2） 前号に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.66

4 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（給料表異動等における号給の決定等の特例）

5 第9条第3項及び第4項の規定により給料表の適用を異にする異動その他の理事長が別に定める異動等（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、同条第3項及び第4項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（理事長が別に定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、理事長が別に定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第11条第2項、第26条第4項（第29条第4項において準用する場合を含む。)、附則第16項及び第18項の規定の適用については、第11条第2項、第26条第4項並びに附則第16項及び第18項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第5項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。

6　前項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日後の最初の昇給については、第９条第６項及び第７項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところによる。

7　附則第５項の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第９条第４項から第７項までの規定にかかわらず、附則第５項の規定に準じ理事長が別に定めるところによる。

（昇給に関する特例）

8　施行日以後最初に行われる承継職員に係る第９条第５項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く神奈川県病院事業庁職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

（給料月額に関する特例）

9　平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の職員の給料月額は、第８条、第９条及び附則第５項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の３に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

（１）　地域手当（他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当

（２）　退職手当

10　平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料月額は、第８条、第９条及び附則第５項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の６に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

（１）　地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当

（２）　退職手当

（給料の調整額に関する特例）

11　平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の職員の給料の調整額は、第10条第３項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の３に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。

12　平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第10条第３項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の６に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。

（初任給調整手当に関する特例）

13　承継職員に係る第 12 条の規定の適用については、平成 22 年３月 31 日において神奈川県病院事業庁企業職員の給与に関する規程第８条第１項の規定により支給されていた初任給調整手当の額及び期間は、第 12 条の規定により支給された初任給調整手当の額及び期間とみなす。

（地域手当に関する特例）

14　平成 27 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間における第 15 条第２項の規定の適用については、同項中「100 分の 12」とあるのは、「100 分の 10」とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例）

15　平成 22 年６月１日を基準日とする承継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 26 条第２項又は第 29 条第１項の規定の適用については、平成 22 年３月 31 日までの引き続く神奈川県病院事業庁職員としての在職期間又は勤務成績は、第 26 条第２項の在職期間又は第 29 条第１項の勤務成績とみなす。

（給料月額に関する特例）

16　平成31年３月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（ 再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第８条から第９条まで及び附則第５項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

給料表	職務の級	割合
事務職等給料表(1)	６級	100分の0.35
	７級以上	100分の0.55
研究職給料表	５級	100分の0.35
	６級	100分の0.55
医療職給料表(2)	５級	100分の0.35
	６級	100分の0.55
医療職給料表(3)	６級	100分の0.35
	７級	100分の0.55
福祉職給料表	５級	100分の0.35
	６級	100分の0.55

17　前項に定めるもののほか、同項の規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

18　平成 25 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間における職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び再雇用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料月額は、第８条及び第９条並びに附則第５項及び第 16 項の規定にかかわらず、第８条、第９条及び附則第５項の規定により定められる額からその 100 分の４（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の

級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、100分の６）に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第８条、第９条及び附則第５項の規定により定められる額とする。

(1)　地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当

(2)　退職手当

給　料　表	職　務　の　級
事務職等給料表(1)	７級以上
研究職給料表	６級
医療職給料表(2)	６級
医療職給料表(3)	７級
福祉職給料表	６級

（管理職手当に関する特例）

19　平成25年４月１日から平成27年３月31日までの間における管理職手当の月額は、第11条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（給料月額に対する特例）

20　平成25年８月1日から平成26年３月31日までの間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき、神奈川県から派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）であって、第11条第１項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の給料月額は、第８条及び第９条並びに附則第５項、第16項及び第18項の規定にかかわらず、第８条、第９条及び附則第５項の規定により定められる額からその100分の9.77に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第８条、第９条及び附則第５項の規定により定められる額とする。

(1)　地域手当、期末手当及び勤勉手当

(2)　退職手当

（期末手当に関する特例）

21　平成25年12月に支給する、県派遣職員であって第11条第１項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の期末手当は、第26条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の５に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（勤勉手当に関する特例）

22　平成25年12月に支給する、県派遣職員であって第11条第１項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当は、第29条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の５に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたとき

は、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附　則

この規程は、平成 23 年１月１日から施行し、この規程による改正後の職員の給与に関する規程第 26 条第２項び第 29 条第２項の規定は平成 23 年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 23 年４月１日から施行し、この規程による改正後の職員の給与に関する規程第３条第３項及び第 24 条の２の規定は平成 24 年４月１日から適用する。

（給料の調整額に関する経過措置）

２　改正前日に第 10 条の規定により給料の調整額が支給されていた職員で､改正前日と引き続き同一の業務を行う場合については、理事長が別に定めるところによる経過措置を設けるものとする。

（救急呼出待機手当に関する経過措置）

３　平成 24 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの間における第 24 条の２第１項の規定の適用については、次の各号に掲げる額とする。ただし、待機を行った時間が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

（１）　医療職給料表（１）の適用を受ける職員　2,500 円

（２）　第１号に掲げる職員以外の職員　1,000 円

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成24年１月１日から施行する。ただし、附則第14条の改正規定は、平成24年４月１日から施行する。

（平成24年１月に支給する給料の月額に関する特例）

２ 平成24年１月に支給する職員（ 附則第４項に規定する者を除く。）の給料の月額は、第１項の規定による改正後の給与に関する規程（以下「改正規程」という。）第８条及び第９条（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程）第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 並びに附則第５項及び第16項の規定にかかわらず、これらの規定により職員が受けるべき給料の月額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。ただし、同月において別に定める期間があることにより、これらの規定により受けるべき給料の月額の全額が支給されない職員については、この限りでない。

（１）　平成23年４月１日（同月２日から同年12月31日までの間に職員以外の者又は職員であって改正規程附則第16項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改

定対象職員」という。）となった者（ 同年４月１日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（ 同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）　平成23年６月１日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（３）　平成23年12月１日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成24年１月の給料の月額は、改正規程第８条及び第９条並びに附則第５項及び第16項の規定により定められる額とする。

（１）　地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等基礎額

（２）　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程第２条第１項に規定する退職手当

４　平成23年４月１日から引き続き給与規程又は給与規程に相当する規程その他の規程のいずれかの適用を受ける者（給与規程のみの適用を受ける者を除く。）の平成24年１月に支給する給料の月額から減じることとなる額は、前２項及び当該給与規程に相当する規程その他の規程の例による。

（施行期日）

１　この規程は、平成 25 年１月１日から施行する。

（平成 25 年１月に支給する給料の月額に関する特例）

２　平成 25 年１月に支給する職員（附則第５項に規定する者を除く。）の給料の月額は、（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第８条及び第９条（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 27 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第５項、第 16 項及び第３項の規定にかかわらず、これらの規定により職員が受けるべき給料の月額（以下「調整前の給料の月額」という。）から、平成 24 年４月１日（同月２日から同年 12 月 31 日までの間に職員以外の者又は職員であって給与規程第 16 条第１

項第２号又は第４号の規定の適用を受けない職員からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程第６条の規定を適用しない額）、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第18条第２項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.12を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、平成25年１月において理事長が定める期間があることにより、調整前の給料の月額の全額が支給されない職員については、この限りでない。

３　給与規定第 11 条第１項の規定により管理職手当を支給される職員の前項に規定する地域手当の月額を給与規程第 15 条第２項の規定により算定する場合における同項に規定する管理職手当の月額は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程第６条の規定を適用しない額とする。

４　前２項の規定にかかわらず､次に掲げるものの算出の基礎となる平成25年１月の給料の月額は、調整前の給料の月額とする。

（１）　地域手当及び時間外勤務手当等基礎額

（２）　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程第２条第１項に規定する退職手当

５　平成 24 年４月１日から引き続き給与規程又は給与規程に相当する規程その他の規程のいずれかの適用を受ける者（給与規程のみの適用を受ける者を除く。）の平成 25 年１月に支給する給料の月額から減じることとなる額は、前３項及び当該給与規程に相当する規程その他の規程の例による。

（減額改定対象職員となった者の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

６　附則第２項の理事長が定めるものは、平成24年４月１日から同年12月31日までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

（１）　国又は地方公共団体の職員

（２）　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の職員

７　附則第２項の理事長が定める日は、平成24年４月２日（同日から同年12月31日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が２以上あるとき

は、当該日のうち最も遅い日））から同年 12 月 31 日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の月数の算定）

8　附則第２項本文の理事長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

（１）　職員として在職しなかった期間（平成 24 年 12 月 31 日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、同年４月１日から同年 12 月 31 日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第６項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、同日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）

（２）　自己啓発等休業期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の自己啓発等休業に関する規程第３条第１項に規定する自己啓発等休業の期間をいう。）、休職期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第３条第１号、第２号及び第４号の規定による休職の期間（給料の全額が支給される期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第３条の規定による育児休業の期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（同規程第 18 条第１項に規定する育児短時間勤務及び同規程第 19 条の規定による短時間勤務の期間をいう。）、自己啓発休職期間（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休職に関する規程第３条第３号の規定による休職の期間をいう。）

（３）　給与規程第 31 条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第８条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 36 条、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の修学部分休業に関する規程第５条又は地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の高齢者部分休業に関する規程第５条の規定により給与を減額された期間（給与規程第 31 条の規定によるものにあっては、理事長が別に定めるものに限る。）

（４）　停職期間（就業規則第 63 条第１項第２号の規定による停職の期間をいう。）

（５）　給与規程第 31 条の規定により給与を減額された期間（理事長が別に定めるものを除く。）

（６）　減額改定対象職員以外の職員であった期間

10　附則第２項の理事長が定める月数は、平成 24 年４月から同年 12 月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

（１）　前項第１号、第２号、第３号又は第６号に掲げる期間のある月

（２）　前項第４号又は第５号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の月額が改正附則第２項に規定する合計額に 100 分の 0.12 を乗じて得た額に満たないもの

（給料の月額の全額が支給されない期間）

11　附則第２項ただし書の理事長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

（１）　附則第９項第２号又は第３号に掲げる期間

（２）　職員として在職しない期間（理事長が別に定める場合によるものを除く。）

（雑則）

12　この規程に定めるもののほか、職員の平成 25 年１月に支給する給料の月額の特例措置の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

1　この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

2　平成 25 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間に第１項の規定による改正前の職員の給与に関する規程第 16 条第１項第２号又は第４号に該当することとなる職員に対する当該期間の住居手当の支給については、同条第１項及び第２項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第２号中「5,800 円」とあるのは、平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの間においては「4,500 円」と、同年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間においては「3,000 円」とする。

3　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 25 年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

（給与の内払）

2　改正前の職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（附則第16項の適用を受ける職員にあっては、適用前の額）が同日において受けていた適用前給料月額（附則第３項、第16項、第18項の規定を適用する前の額をいう。）に達しないこととなるものには、平成31年３月31日までの間、給料月額（附則第16項の適用を受ける職員にあっては、適用前の額）のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4　前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

別表第1（第8条関係）

事務職等 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,600
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	464,000
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,800

再任用職員以外の職員	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	465,600
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	466,300
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	467,100
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	467,700
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	468,400
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,400	
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	439,100	
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,800	
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	399,000	440,600	
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,700	441,200	
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	400,400	442,000	
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	401,100	442,800	
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	401,600	443,400	
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	402,200	444,000	
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	402,800	444,700	
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	403,400	445,500	
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	404,000	446,300	
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	404,500	446,900	
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	405,200	447,600	
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	405,800	448,300	
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	406,300	449,000	
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	406,600	449,800	
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	407,200		
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	407,900		
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	408,400		
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	408,900		
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	409,600		
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	410,300		
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	411,000		
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	411,400		
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,800	412,100		
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	386,500	412,800		
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	387,000	413,500		
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	387,300	414,000		
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	388,000	414,700		
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	388,700	415,400		
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	389,400	416,100		
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	389,900	416,600		
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	390,600	417,300		
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	391,300	418,000		
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	391,900	418,700		
	85	240,300	289,800	336,800	375,500	392,400	419,200		
	86	241,000	290,100	337,200	376,100	393,000	419,900		
	87	241,700	290,400	337,700	376,700	393,600	420,600		
	88	242,400	290,800	338,100	377,300	394,200	421,300		

	89	243,100	291,100	338,400	377,900	394,900	421,800		
	90	243,600	291,500	338,800	378,500	395,500	422,500		
	91	244,100	291,800	339,300	379,100	396,100	423,200		
	92	244,600	292,200	339,700	379,700	396,700	423,900		
	93	244,900	292,300	339,900	380,400	397,400	424,400		
	94		292,500	340,300	381,000	398,000			
	95		292,900	340,800	381,600	398,600			
	96		293,300	341,200	382,200	399,200			
	97		293,500	341,300	382,900	399,900			
	98		293,800	341,800	383,500	400,500			
	99		294,200	342,200	384,100	401,100			
	100		294,600	342,500	384,700	401,700			
	101		294,800	342,800	385,400	402,400			
	102		295,100	343,200	386,000				
	103		295,500	343,600	386,600				
	104		295,800	344,000	387,200				
	105		296,000	344,500	387,900				
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第8条関係）

事務職等 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,500
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,700
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,700
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,900
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	337,100
	44	179,000	224,700	253,200	291,200	338,300

再任用職員以外の職員	45	180,500	225,800	254,100	291,900	339,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	340,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	341,300
	48	184,700	229,300	257,600	294,600	342,400
	49	186,000	230,400	258,800	295,300	343,500
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	344,400
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	345,400
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	346,400
	53	190,600	235,100	263,300	298,100	347,300
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	348,900
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	351,000
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	353,200
	57	195,000	239,000	267,800	301,000	355,400
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	356,400
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	357,300
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	358,300
	61	199,200	242,900	272,000	303,800	359,400
	62	200,100	243,800	273,100	304,500	360,500
	63	201,000	244,700	274,100	305,200	361,500
	64	201,900	245,600	275,200	305,900	362,600
	65	202,600	246,500	276,100	306,400	363,500
	66	203,400	247,300	276,900	306,900	364,400
	67	204,200	248,100	277,700	307,500	365,400
	68	205,000	248,800	278,500	308,100	366,400
	69	205,500	249,600	279,400	308,700	367,500
	70	206,100	250,200	280,200	309,100	368,500
	71	206,500	250,800	281,000	309,600	369,600
	72	207,100	251,300	281,700	310,100	370,700
	73	207,700	251,500	282,500	310,400	371,500
	74	208,400	251,900	283,200	310,900	372,500
	75	209,100	252,400	284,000	311,400	373,500
	76	209,900	252,900	284,800	311,800	374,500
	77	210,200	253,500	285,400	312,000	375,300
	78	210,900	253,900	286,000	312,300	376,300
	79	211,600	254,400	286,500	312,600	377,300
	80	212,300	254,900	286,900	313,000	378,300
	81	213,000	255,200	287,300	313,400	379,000
	82	213,700	255,500	287,700	313,800	379,900
	83	214,400	255,800	288,200	314,200	380,800
	84	215,100	256,100	288,700	314,600	381,700
	85	215,800	256,300	289,100	314,900	382,600
	86	216,500	256,600	289,700	315,300	383,600
	87	217,200	256,900	290,300	315,600	384,600
	88	217,900	257,200	290,900	315,900	385,500
	89	218,400	257,400	291,200	316,200	386,400
	90	219,000	257,600	291,700	316,600	387,200
	91	219,600	258,000	292,200	316,900	388,000
	92	220,200	258,200	292,600	317,300	388,800
	93	220,600	258,500	293,000	317,500	389,300
	94	221,100	258,900	293,500	317,800	390,100
	95	221,600	259,200	294,000	318,100	390,900
	96	222,100	259,500	294,500	318,500	391,700

	97	222,700	259,700	294,800	318,800	392,300
	98	223,200	260,000	295,200	319,100	393,000
	99	223,700	260,200	295,700	319,400	393,800
	100	224,200	260,500	296,200	319,700	394,600
	101	224,800	260,800	296,600	320,000	395,300
	102	225,300	261,000	297,000		396,100
	103	225,900	261,300	297,300		396,800
	104	226,500	261,600	297,600		397,600
	105	226,900	261,800	297,900		398,200
	106	227,400	262,000	298,300		398,800
	107	227,900	262,300	298,700		399,400
	108	228,300	262,500	299,100		399,900
	109	228,500	262,800	299,400		400,400
	110	228,900	263,100	299,800		401,000
	111	229,400	263,400	300,200		401,600
	112	229,900	263,600	300,600		402,200
	113	230,300	263,800	300,800		402,700
	114	230,800	264,100	301,100		
	115	231,300	264,300	301,500		
	116	231,800	264,500	301,800		
	117	232,100	264,800	302,100		
	118	232,500	265,100	302,500		
	119	232,900	265,400	302,800		
	120	233,300	265,700	303,100		
	121	233,700	265,800	303,300		
	122		266,100	303,700		
	123		266,400	304,000		
	124		266,700	304,300		
	125		266,800	304,500		
	126		267,100	304,900		
	127		267,400	305,200		
	128		267,700	305,500		
	129		267,800	305,700		
	130		268,100	306,000		
	131		268,400	306,400		
	132		268,700	306,800		
	133		268,800	307,000		
	134		269,100			
	135		269,400			
	136		269,700			
	137		269,800			

備考　この表は、病院に勤務するボイラー操作員及びこれらに準じる技能的業務を行う者に適用する。

別表第3（第8条関係）

技術研究職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800	428,900
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700	431,500
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500	434,000
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300	436,600
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600	439,100
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300	441,700
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000	444,300
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700	446,800
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400	449,000
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000	451,300
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700	453,800
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500	456,300
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200	458,800
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900	461,300
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700	463,800
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400	466,300
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900	468,600
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500	471,000
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000	473,400
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600	475,900
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100	478,300
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700	480,800
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300	483,200
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800	485,700
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000	488,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300	490,200
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800	492,400
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300	494,600
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800	496,300
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300	497,800
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800	499,400
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300	500,900
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600	502,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000	504,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400	505,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900	506,900

再任用職員以外の職員	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300	508,000
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800	509,200
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200	510,400
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700	511,600
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000	512,500
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	489,600	513,500
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	491,200	514,500
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	492,800	515,500
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	494,500	516,600
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	495,400	517,500
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	496,300	518,300
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	497,200	519,000
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	498,000	519,900
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	498,900	520,800
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	499,800	521,600
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	500,700	522,500
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	501,500	523,500
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	502,400	524,400
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	503,300	525,300
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	504,200	526,100
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	505,000	527,100
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	505,900	
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	506,800	
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	507,700	
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	508,500	
	62	243,700	303,600	377,500	429,500		
	63	244,800	304,700	378,400	430,500		
	64	246,000	305,800	379,300	431,400		
	65	247,200	306,800	379,900	432,300		
	66	248,500	307,900	380,700	433,100		
	67	249,700	309,000	381,500	433,700		
	68	250,700	310,100	382,300	434,500		
	69	251,700	311,200	382,900	435,000		
	70	253,200	312,200	383,600	435,800		
	71	254,700	313,300	384,300	436,700		
	72	256,100	314,400	385,000	437,600		
	73	257,500	315,200	385,700	438,300		
	74	258,900	316,200	386,300	439,100		
	75	260,300	317,300	386,900	439,900		
	76	261,600	318,400	387,600	440,700		
	77	262,700	319,500	388,300	441,600		
	78	263,900	320,500	388,900	442,400		
	79	265,200	321,500	389,500	443,200		
	80	266,400	322,400	390,100	444,000		

	81	267,800	323,500	390,700	444,900		
	82	269,100	324,300	391,300			
	83	270,400	325,000	391,900			
	84	271,600	325,800	392,500			
	85	272,800	326,300	393,000			
	86	274,000	326,800	393,500			
	87	275,300	327,300	394,000			
	88	276,500	327,800	394,700			
	89	277,500	328,100	395,100			
	90	278,700	328,600				
	91	279,900	329,100				
	92	281,100	329,600				
	93	282,100	329,900				
	94	283,100	330,300				
	95	284,100	330,800				
	96	285,100	331,300				
	97	285,700	331,800				
	98	286,600	332,300				
	99	287,400	332,800				
	100	288,300	333,300				
	101	289,200	333,800				
	102	289,900	334,300				
	103	290,600	334,800				
	104	291,300	335,300				
	105	292,000	335,800				
	106	292,500	336,200				
	107	293,000	336,700				
	108	293,500	337,100				
	109	293,700	337,600				
	110	294,100	338,000				
	111	294,400	338,500				
	112	294,700	338,900				
	113	295,000	339,400				
	114	295,300	339,800				
	115	295,600	340,300				
	116	295,900	340,700				
	117	296,200	341,200				
	118	296,600	341,600				
	119	296,900	342,000				
	120	297,300	342,400				
	121	297,600	342,800				

備考　この表は、病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った職員に適用する。

別表第4（第8条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	239,400	325,100	392,300	468,800	565,300
	2	241,900	328,200	395,200	471,100	568,400
	3	244,400	331,300	398,100	473,400	571,500
	4	246,900	334,400	401,000	475,700	574,600
	5	249,300	337,300	403,700	478,000	577,600
	6	253,100	340,600	406,500	480,200	580,000
	7	256,900	343,900	409,300	482,400	582,400
	8	260,700	347,200	412,100	484,600	584,800
	9	264,300	350,300	414,700	486,900	587,100
	10	268,300	353,500	417,400	489,000	588,600
	11	272,300	356,700	420,100	491,100	590,100
	12	276,300	359,900	422,800	493,200	591,600
	13	280,200	363,000	425,300	495,300	593,100
	14	284,200	366,700	427,800	497,400	594,200
	15	288,200	370,400	430,300	499,500	595,300
	16	292,200	374,100	432,800	501,600	596,400
	17	296,000	377,700	435,100	503,700	597,600
	18	299,600	380,500	437,500	505,700	598,600
	19	303,200	383,300	439,900	507,700	599,600
	20	306,800	386,100	442,300	509,700	600,600
	21	310,500	389,000	444,600	511,500	601,600
	22	314,300	391,600	447,000	513,400	
	23	318,000	394,200	449,400	515,300	
	24	321,700	396,800	451,800	517,200	
	25	325,300	399,200	454,100	518,900	
	26	328,200	401,500	456,400	520,700	
	27	331,000	403,800	458,700	522,500	
	28	333,800	406,100	461,000	524,300	
	29	336,700	408,500	463,200	526,200	
	30	339,100	410,600	465,500	528,000	
	31	341,500	412,700	467,800	529,800	
	32	343,900	414,800	470,100	531,600	
	33	346,300	417,000	472,200	533,400	
	34	348,800	419,000	474,300	535,200	
	35	351,300	421,000	476,400	537,000	
	36	353,800	423,000	478,500	538,800	
	37	356,200	425,100	480,600	540,500	
	38	358,600	427,100	482,400	542,100	
	39	361,000	429,100	484,200	543,700	
	40	363,400	431,100	486,000	545,300	
	41	365,700	433,200	487,700	546,900	
	42	367,200	435,000	489,500	548,300	
	43	368,700	436,800	491,300	549,700	
	44	370,200	438,600	493,100	551,100	
	45	371,800	440,500	494,700	552,300	
	46	373,300	442,300	496,500	553,300	
	47	374,800	444,100	498,300	554,300	
	48	376,300	445,900	500,100	555,300	

	49	377,600	447,800	501,700	556,400	
	50	378,600	449,600	503,000	557,300	
	51	379,600	451,400	504,300	558,200	
	52	380,600	453,200	505,600	559,100	
	53	381,700	455,100	506,900	560,000	
	54	382,600	456,300	508,200	560,900	
	55	383,500	457,500	509,500	561,800	
	56	384,400	458,700	510,800	562,700	
	57	385,400	459,900	512,000	563,600	
	58	386,300	460,900	512,900	564,500	
	59	387,200	461,900	513,800	565,400	
	60	388,100	462,900	514,700	566,300	
	61	389,000	463,800	515,600	567,200	
	62	389,500	464,500	516,500	568,100	
	63	390,000	465,200	517,400	569,000	
	64	390,500	465,900	518,300	569,900	
	65	390,800	466,600	519,200	570,800	
	66		467,300	520,100		
	67		468,000	521,000		
	68		468,700	521,900		
	69		469,200	522,800		
	70		469,900	523,700		
	71		470,600	524,600		
	72		471,300	525,500		
	73		471,800	526,300		
	74		472,500	527,200		
	75		473,200	528,100		
	76		473,900	529,000		
	77		474,400	529,800		
	78		475,000	530,700		
	79		475,600	531,600		
	80		476,200	532,500		
	81		476,800	533,300		
	82		477,400	534,200		
	83		478,000	535,100		
	84		478,600	536,000		
	85		479,100	536,800		
	86		479,700	537,700		
	87		480,300	538,600		
	88		480,900	539,500		
	89		481,400	540,300		
	90		482,000	541,200		
	91		482,600	542,100		
	92		483,200	543,000		
	93		483,700	543,800		
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			

備考　この表は、病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師に適用する。

別表第5(第8条関係)

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,800	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	204,100	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	206,400	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	208,600	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	210,400	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	212,100	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	213,800	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	215,500	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	217,100	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	218,700	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	220,300	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	221,700	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	223,300	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	224,800	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	226,400	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	227,900	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	229,400	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	230,800	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	232,200	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	234,000	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	235,400	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	236,700	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	238,100	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	239,400	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	240,700	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	242,000	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	243,300	305,400	352,800	393,500	436,700

	41	204,400	244,700	307,200	354,000	394,300	437,300
	42	205,600	245,800	308,900	355,100	395,100	438,000
	43	206,800	247,000	310,500	356,300	395,900	438,800
	44	208,000	248,200	312,200	357,500	396,700	439,600
	45	209,200	249,400	313,400	358,700	397,100	440,100
	46	210,300	251,000	314,800	359,500	397,700	440,900
	47	211,400	252,500	316,300	360,700	398,200	441,700
	48	212,500	254,000	317,900	361,800	398,900	442,300
	49	213,600	255,500	319,400	362,800	399,600	442,900
	50	214,600	257,300	320,700	363,800	400,300	443,700
	51	215,600	259,100	321,900	364,800	401,000	444,400
	52	216,600	260,800	323,200	365,800	401,500	445,200
	53	217,400	262,300	324,300	366,600	402,100	445,800
	54	218,400	264,100	325,300	367,400	402,700	
	55	219,300	265,800	326,400	368,300	403,300	
	56	220,300	267,600	327,400	369,200	403,900	
	57	221,100	269,100	327,900	369,700	404,400	
	58	222,000	270,800	328,800	370,500	405,100	
	59	222,900	272,500	329,600	371,300	405,700	
	60	223,800	274,200	330,500	372,100	406,300	
再任用職員以外の職員	61	224,700	275,900	331,300	372,500	406,600	
	62	225,700	277,500	331,600	373,200	407,100	
	63	226,700	279,200	332,200	373,900	407,800	
	64	227,800	280,900	332,900	374,600	408,500	
	65	228,500	282,500	333,500	375,000	408,800	
	66	229,400	284,200	334,200	375,600	409,400	
	67	230,300	285,900	334,900	376,300	410,000	
	68	231,200	287,500	335,600	376,900	410,600	
	69	231,900	288,900	336,300	377,300	411,000	
	70	232,600	290,500	336,800	377,800	411,600	
	71	233,300	292,000	337,400	378,300	412,200	
	72	234,000	293,600	338,000	378,800	412,800	
	73	234,700	295,000	338,300	379,400	413,200	
	74	235,500	296,500	338,900	379,900	413,800	
	75	236,300	297,900	339,400	380,500	414,400	
	76	237,100	299,400	340,000	381,100	415,000	
	77	237,700	300,700	340,500	381,600	415,400	
	78	238,300	301,900	341,000	382,100		
	79	238,900	303,200	341,500	382,600		
	80	239,500	304,600	341,900	383,100		
	81	239,900	305,900	342,200	383,500		
	82	240,300	307,100	342,500	384,100		
	83	240,700	308,400	342,900	384,700		
	84	241,100	309,600	343,200	385,300		
	85	241,500	311,000	343,700	386,000		
	86		311,800	344,000	386,600		
	87		312,600	344,300	387,200		
	88		313,400	344,600	387,800		

	89		314,000	345,000	388,500		
	90		314,700	345,300	389,100		
	91		315,400	345,700	389,700		
	92		316,000	346,000	390,300		
	93		316,700	346,400	391,000		
	94		316,900	346,700	391,600		
	95		317,500	347,000	392,200		
	96		318,100	347,300	392,800		
	97		318,700	347,600	393,500		
	98		319,200	348,000			
	99		319,700	348,400			
	100		320,200	348,800			
	101		320,800	349,300			
	102		321,300	349,700			
	103		321,700	350,100			
	104		322,200	350,500			
	105		322,700	351,000			
	106		323,100				
	107		323,300				
	108		323,700				
	109		324,100				
	110		324,500				
	111		324,900				
	112		325,300				
	113		325,600				
	114		325,800				
	115		326,200				
	116		326,500				
	117		326,700				
	118		327,000				
	119		327,300				
	120		327,600				
	121		327,800				
	122		328,100				
	123		328,500				
	124		328,700				
	125		328,800				
	126		329,100				
	127		329,500				
	128		329,700				
	129		329,900				
	130		330,300				
	131		330,700				
	132		331,100				
	133		331,300				

備考　この表は、病院に勤務する職員で次の各号に掲げる者（当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。）に適用する。

（１）　調剤業務を行う薬剤師

（２）　栄養管理業務を行う栄養士

（３）　診療放射線技師及び診療エックス線技師

（４）　臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術者
（５）　臨床工学技士
（６）　理学療法士その他の理学療法技術者及び作業療法士その他の作業療法技術者
（７）　視能訓練士その他の視能技術者
（８）　歯科衛生士及び歯科技工士
（９）　あん摩マッサージ指圧師
(10)　前各号に類する医療技術者

別表第6（第8条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,400
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,800
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	444,300
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,700

再任用職員以外の職員	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	447,000
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,900
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	448,800
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,500	449,400
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,900	450,400
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	411,400	451,300
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	412,900	452,200
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	414,400	453,100
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	415,900	454,000
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	417,400	454,700
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	418,900	455,500
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	420,400	456,300
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	421,700	457,200
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	423,200	458,000
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	424,600	458,700
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	425,900	459,500
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	427,000	460,400
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	427,900	461,200
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	428,800	462,000
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	429,500	462,800
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	430,300	463,600
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	431,200	
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	432,100	
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	433,000	
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	433,900	
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	434,700	
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	435,400	
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	436,200	
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	437,000	
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	437,800	
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	438,600	
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	439,400	
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	440,100	
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	440,900	
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	441,700	
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	442,500	
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	443,200	
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,500		
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	386,100		
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,700		
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	387,200		
	85	270,200	302,800	338,600	359,800	387,700		
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	388,300		
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	388,900		
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	389,500		

	89	274,300	307,600	342,500	361,800	389,900		
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	390,400		
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	391,000		
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	391,600		
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	392,000		
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	392,500		
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	393,000		
	96	281,100	314,000	347,400	364,800	393,500		
	97	282,000	314,700	347,800	365,400	394,100		
	98	282,800	315,000	348,200	365,900	394,600		
	99	283,500	315,600	348,700	366,400	395,100		
	100	284,400	316,300	349,100	366,900	395,600		
	101	285,200	316,700	349,600	367,500	396,200		
	102	286,000	317,300	350,000	368,000			
	103	286,800	317,900	350,500	368,500			
	104	287,600	318,500	350,900	368,900			
	105	288,300	318,900	351,200	369,500			
	106	288,800	319,400	351,700	370,000			
	107	289,300	319,900	352,100	370,500			
	108	289,800	320,400	352,400	371,000			
	109	290,000	320,800	352,900	371,600			
	110	290,300	321,200	353,400	372,000			
	111	290,500	321,500	353,900	372,500			
	112	290,900	321,800	354,400	373,000			
	113	291,200	322,200	354,900	373,600			
	114	291,400	322,600	355,400	374,100			
	115	291,800	323,000	355,900	374,600			
	116	292,100	323,300	356,300	375,100			
	117	292,400	323,500	356,700	375,700			
	118	292,700	323,800	357,100	376,200			
	119	293,000	324,200	357,600	376,700			
	120	293,400	324,400	358,100	377,200			
	121	293,700	324,600	358,500				
	122	294,100	324,900	359,000				
	123	294,400	325,200	359,500				
	124	294,800	325,500	360,000				
	125	295,000	325,700	360,300				
	126	295,200	326,000	360,800				
	127	295,500	326,400	361,300				
	128	295,900	326,600	361,800				
	129	296,100	326,700	362,100				
	130	296,400	327,000	362,600				
	131	296,800	327,400	363,100				
	132	297,200	327,600	363,600				
	133	297,400	327,900					
	134	297,700	328,300					
	135	298,100	328,700					
	136	298,400	329,100					

	137	298,600	329,400					
	138	298,900	329,800					
	139	299,300	330,200					
	140	299,600	330,600					
	141	299,800	330,900					
	142	300,200	331,300					
	143	300,600	331,600					
	144	300,900	332,000					
	145	301,000	332,300					
	146	301,300	332,700					
	147	301,600	333,100					
	148	302,000	333,500					
	149	302,200	333,800					
	150	302,400	334,200					
	151	302,700	334,600					
	152	303,000	335,000					
	153	303,400	335,300					
	154	303,600						
	155	303,800						
	156	304,100						
	157	304,400						
	158	304,700						
	159	305,000						
	160	305,300						
	161	305,700						
	162	306,000						
	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						

備考　この表は、病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師、准看護師である職員（当該職員としての採用選考に合格した者で免許取得前のものを含む。）に適用する。

別表第7（第8条関係）

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,700	200,800	247,100	269,000	315,800	360,100
	2	151,900	202,600	248,700	270,800	318,000	362,700
	3	153,100	204,400	250,300	272,600	320,300	365,200
	4	154,300	206,100	251,900	274,300	322,500	367,800
	5	155,300	207,800	253,300	276,100	324,800	369,900
	6	156,800	209,600	254,700	278,300	326,800	372,400
	7	158,200	211,400	256,200	280,600	329,000	374,800
	8	159,600	213,100	257,700	282,900	331,200	377,300
	9	160,900	215,000	259,000	285,000	333,300	379,800
	10	162,300	216,500	260,500	287,200	335,500	382,500
	11	163,700	218,000	262,000	289,500	337,600	385,100
	12	165,200	219,500	263,200	291,700	339,800	387,800
	13	166,700	221,000	264,500	293,700	341,800	390,200
	14	168,200	222,600	266,400	296,000	343,800	392,500
	15	169,700	224,200	268,200	298,300	345,900	394,700
	16	171,200	225,800	270,100	300,600	347,900	397,100
	17	172,800	227,200	271,800	302,700	349,800	398,900
	18	174,600	228,800	273,700	305,000	351,800	400,900
	19	176,300	230,300	275,600	307,200	353,700	402,800
	20	178,000	231,800	277,400	309,500	355,600	404,600
	21	179,600	233,100	279,000	311,700	357,600	406,500
	22	181,300	234,600	280,800	313,800	359,500	408,300
	23	183,000	236,000	282,500	316,000	361,500	410,100
	24	184,700	237,600	284,300	318,100	363,400	412,000
	25	186,300	239,100	286,200	320,200	365,400	413,800
	26	188,100	240,800	287,900	322,200	367,300	415,300
	27	189,900	242,400	289,700	324,300	369,300	416,800
	28	191,600	244,100	291,500	326,300	371,300	418,400
	29	193,400	245,600	293,100	328,300	372,800	420,000
	30	194,900	247,000	294,800	330,400	374,600	421,300
	31	196,400	248,500	296,500	332,400	376,400	422,600
	32	197,800	250,000	298,100	334,500	378,000	423,800
	33	199,300	251,500	299,700	336,300	379,800	425,000
	34	200,600	252,800	301,300	338,200	381,200	426,300
	35	201,900	254,200	302,800	340,200	382,700	427,600
	36	203,200	255,600	304,400	342,100	384,300	428,800

	37	204,500	257,000	306,100	343,600	385,700	430,000
	38	205,900	258,800	307,600	345,500	386,900	430,800
	39	207,300	260,400	309,200	347,400	388,100	431,600
	40	208,700	262,100	310,800	349,200	389,200	432,400
	41	209,700	263,600	312,200	351,100	390,300	433,000
	42	210,900	265,300	313,800	352,900	391,500	433,700
	43	212,000	266,900	315,400	354,700	392,700	434,400
	44	213,200	268,500	316,900	356,400	393,800	435,100
	45	214,100	270,200	318,200	358,200	394,500	435,900
	46	215,200	271,800	319,400	359,600	395,200	436,700
	47	216,300	273,500	320,600	361,100	395,900	437,100
	48	217,300	275,200	321,800	362,500	396,600	437,800
	49	218,300	276,700	322,800	363,500	397,200	438,400
	50	219,400	278,300	323,800	364,600	397,800	439,100
	51	220,600	279,900	324,700	365,700	398,300	439,800
	52	221,400	281,400	325,700	366,800	399,000	440,600
	53	222,300	283,100	326,600	367,700	399,700	441,200
	54	223,400	284,600	327,300	368,300	400,400	442,000
	55	224,300	286,000	328,100	369,100	401,100	442,800
	56	225,300	287,500	328,900	369,900	401,600	443,400
	57	226,200	289,000	329,500	370,700	402,200	444,000
	58	227,100	290,400	330,000	371,500	402,800	444,700
	59	228,100	291,900	330,600	372,300	403,400	445,500
	60	229,100	293,400	331,100	373,100	404,000	446,300
	61	230,100	294,700	331,600	374,000	404,500	446,900
	62	231,200	296,200	331,800	374,700	405,200	
	63	232,200	297,600	332,400	375,400	405,800	
	64	233,100	299,100	333,000	376,100	406,300	
	65	234,000	300,300	333,300	376,400	406,600	
	66	235,100	301,600	333,800	377,000	407,200	
	67	236,300	302,800	334,300	377,600	407,900	
	68	237,500	304,100	334,800	378,300	408,400	
	69	238,500	305,100	335,300	378,700	408,900	
	70	239,600	306,200	335,800	379,400	409,600	
	71	240,700	307,400	336,200	380,000	410,300	
	72	241,700	308,600	336,700	380,600	411,000	
再任用職員以外の職員	73	242,500	309,900	336,900	381,000	411,400	
	74	243,600	310,600	337,400	381,600	412,100	
	75	244,700	311,300	337,900	382,200	412,800	
	76	245,800	311,900	338,400	382,800	413,500	
	77	246,700	312,700	338,700	383,200	414,000	
	78	247,700	313,400	339,100	383,700	414,700	
	79	248,700	314,100	339,600	384,200	415,400	
	80	249,700	314,800	340,000	384,800	416,100	

	81	250,700	315,100	340,200	385,300	416,600	
	82	251,500	315,400	340,500	386,000	417,300	
	83	252,500	316,000	341,000	386,700	418,000	
	84	253,500	316,300	341,400	387,100	418,700	
	85	254,300	316,700	341,700	387,300	419,200	
	86	255,100	317,000	342,000	388,000	419,900	
	87	256,000	317,400	342,500	388,700	420,600	
	88	256,900	317,700	342,900	389,400	421,300	
	89	257,600	318,200	343,200	389,900	421,800	
	90	258,400	318,600	343,600	390,600		
	91	259,200	318,900	344,000	391,300		
	92	260,000	319,200	344,200	391,900		
	93	260,700	319,700	344,500	392,400		
	94	261,400	320,100	344,800	393,000		
	95	261,900	320,300	345,100	393,600		
	96	262,600	320,700	345,400	394,200		
	97	263,300	321,100	345,800	394,900		
	98	264,000	321,500	346,100	395,500		
	99	264,700	321,900	346,400	396,100		
	100	265,400	322,300	346,700	396,700		
	101	265,900	322,500	347,100	397,400		
	102	266,400	322,800		398,000		
	103	266,800	323,100		398,600		
	104	267,300	323,400		399,200		
	105	267,400	323,800		399,900		
	106	267,700	324,000		400,500		
	107	268,000	324,300		401,100		
	108	268,300	324,700		401,700		
	109	268,700	325,100		402,400		
	110	269,000	325,400				
	111	269,400	325,800				
	112	269,700	326,100				
	113	270,000	326,400				
	114	270,300	326,800				
	115	270,600	327,100				
	116	271,000	327,300				
	117	271,300	327,400				
	118	271,600	327,800				
	119	272,000	328,200				
	120	272,400	328,600				
	121	272,600	328,800				
	122	272,800	329,200				
	123	273,200	329,600				
	124	273,500	330,000				

	125	273,700	330,200				
	126	274,000	330,600				
	127	274,400	331,000				
	128	274,800	331,400				
	129	275,000	331,600				
	130	275,400					
	131	275,800					
	132	276,100					
	133	276,300					
	134	276,600					
	135	277,000					
	136	277,300					
	137	277,500					
	138	277,800					
	139	278,100					
	140	278,400					
	141	278,600					
	142	278,800					
	143	279,000					
	144	279,300					
	145	279,700					
	146	279,900					
	147	280,200					
	148	280,500					
	149	280,800					
	150	281,000					
	151	281,300					
	152	281,500					
	153	281,800					

備考　この表は、病院に勤務し、相談業務等を行う相談員、心理判定員及び保育士である職員に適用する。

別表第8（第8条関係）

技 能 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,500
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,700
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,700
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,900
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	337,100
	44	179,000	224,700	253,200	291,200	338,300

再任用職員以外の職員	45	180,500	225,800	254,100	291,900	339,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	340,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	341,300
	48	184,700	229,300	257,600	294,600	342,400
	49	186,000	230,400	258,800	295,300	343,500
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	344,400
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	345,400
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	346,400
	53	190,600	235,100	263,300	298,100	347,300
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	348,900
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	351,000
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	353,200
	57	195,000	239,000	267,800	301,000	355,400
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	356,400
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	357,300
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	358,300
	61	199,200	242,900	272,000	303,800	359,400
	62	200,100	243,800	273,100	304,500	360,500
	63	201,000	244,700	274,100	305,200	361,500
	64	201,900	245,600	275,200	305,900	362,600
	65	202,600	246,500	276,100	306,400	363,500
	66	203,400	247,300	276,900	306,900	364,400
	67	204,200	248,100	277,700	307,500	365,400
	68	205,000	248,800	278,500	308,100	366,400
	69	205,500	249,600	279,400	308,700	367,500
	70	206,100	250,200	280,200	309,100	368,500
	71	206,500	250,800	281,000	309,600	369,600
	72	207,100	251,300	281,700	310,100	370,700
	73	207,700	251,500	282,500	310,400	371,500
	74	208,400	251,900	283,200	310,900	372,500
	75	209,100	252,400	284,000	311,400	373,500
	76	209,900	252,900	284,800	311,800	374,500
	77	210,200	253,500	285,400	312,000	375,300
	78	210,900	253,900	286,000	312,300	376,300
	79	211,600	254,400	286,500	312,600	377,300
	80	212,300	254,900	286,900	313,000	378,300
	81	213,000	255,200	287,300	313,400	379,000
	82	213,700	255,500	287,700	313,800	379,900
	83	214,400	255,800	288,200	314,200	380,800
	84	215,100	256,100	288,700	314,600	381,700
	85	215,800	256,300	289,100	314,900	382,600
	86	216,500	256,600	289,700	315,300	383,600
	87	217,200	256,900	290,300	315,600	384,600
	88	217,900	257,200	290,900	315,900	385,500
	89	218,400	257,400	291,200	316,200	386,400
	90	219,000	257,600	291,700	316,600	387,200
	91	219,600	258,000	292,200	316,900	388,000
	92	220,200	258,200	292,600	317,300	388,800
	93	220,600	258,500	293,000	317,500	389,300
	94	221,100	258,900	293,500	317,800	390,100
	95	221,600	259,200	294,000	318,100	390,900
	96	222,100	259,500	294,500	318,500	391,700

	97	222,700	259,700	294,800	318,800	392,300
	98	223,200	260,000	295,200	319,100	393,000
	99	223,700	260,200	295,700	319,400	393,800
	100	224,200	260,500	296,200	319,700	394,600
	101	224,800	260,800	296,600	320,000	395,300
	102	225,300	261,000	297,000		396,100
	103	225,900	261,300	297,300		396,800
	104	226,500	261,600	297,600		397,600
	105	226,900	261,800	297,900		398,200
	106	227,400	262,000	298,300		398,800
	107	227,900	262,300	298,700		399,400
	108	228,300	262,500	299,100		399,900
	109	228,500	262,800	299,400		400,400
	110	228,900	263,100	299,800		401,000
	111	229,400	263,400	300,200		401,600
	112	229,900	263,600	300,600		402,200
	113	230,300	263,800	300,800		402,700
	114	230,800	264,100	301,100		
	115	231,300	264,300	301,500		
	116	231,800	264,500	301,800		
	117	232,100	264,800	302,100		
	118	232,500	265,100	302,500		
	119	232,900	265,400	302,800		
	120	233,300	265,700	303,100		
	121	233,700	265,800	303,300		
	122		266,100	303,700		
	123		266,400	304,000		
	124		266,700	304,300		
	125		266,800	304,500		
	126		267,100	304,900		
	127		267,400	305,200		
	128		267,700	305,500		
	129		267,800	305,700		
	130		268,100	306,000		
	131		268,400	306,400		
	132		268,700	306,800		
	133		268,800	307,000		
	134		269,100			
	135		269,400			
	136		269,700			
	137		269,800			

備考　この表は、病院に勤務する一般職に属する単純な労務に雇用される職員（事務職等給料表（2）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。